

裁判官人事(五名)

内閣人第 五七 号 起案 令和五年五月一五日

|    |    |    |    |         |
|----|----|----|----|---------|
| 裁可 | 上奏 | 决定 | 合和 | 五年五月一六日 |
| 令和 | 年  | 月  | 年  | 月       |
| 年  | 月  | 日  | 月  | 日       |

内閣官房長官

相

内閣総務官



内閣總理大臣

弘

内閣官房副長官

梅 磯



裁判官人事

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することとしたいたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年十月五日閣議決定）」により、内閣總理大臣限りとされている。

(東京高等裁判所判事・  
東京簡易裁判所判事)

簡易裁判所判事兼

菅野雅之

(同)

同

中山孝雄

兼官を免ずる(各通)

(以上五月二十五日)

(京都地方裁判所判事・  
京都簡易裁判所判事)

簡易裁判所判事兼

北川清

願に依り本官並びに兼官を免ずる

(五月二十九日)

(東京家庭裁判所判事補・  
東京簡易裁判所判事)

簡易裁判所判事兼

小橋陽一郎

願に依り本官並びに兼官を免ずる

(五月三十一日)

(千葉家庭裁判所判事・兼  
千葉簡易裁判所判事)

願に依り本官並びに兼官を免ずる

簡易裁判所判事兼

小池晴彦

(六月一日)

最高裁人任第 888 号

令和 5 年 5 月 12 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(東京高等裁判所判事)  
(東京簡易裁判所判事)

判 事 兼  
簡易裁判所判事 菅 の や ま い ち 之

兼 官 を 免 す る

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和 5 年 5 月 25 日)

最高裁人任第 887 号

令和 5 年 5 月 12 日

内閣總理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(東京高等裁判所判事)  
(東京簡易裁判所判事)

判 事 兼  
簡易裁判所判事 中山 孝雄

兼 官 を 免 す る

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和 5 年 5 月 25 日)

最高裁人任第794号

令和5年5月12日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(京都地方裁判所判事) 判 事 兼  
(京都簡易裁判所判事) 簡易裁判所判事 北 川 清

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年5月29日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

京都地方裁判所判事  
京都簡易裁判所判事

判事兼  
簡易裁判所判事

最高裁人任第 820 号

令和 5 年 5 月 12 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(東京家庭裁判所判事補)  
(東京簡易裁判所判事)

判 事 補 兼  
簡易裁判所判事

こ ばし よういちらろう  
小 橋 陽一郎

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和 5 年 5 月 31 日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

東京家庭裁判所判事補  
東京簡易裁判所判事

判事補兼  
簡易裁判所判事



最高裁人任第818号

令和5年5月12日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(千葉家庭裁判所判事兼)  
(千葉地方裁判所判事)  
(千葉簡易裁判所判事)

判 事 兼  
簡易裁判所判事

こ いけ はる ひこ  
小 池 晴 彦

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年6月1日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

千葉家庭裁判所判事兼  
千葉地方裁判所判事  
千葉簡易裁判所判事

判事兼  
簡易裁判所判事

